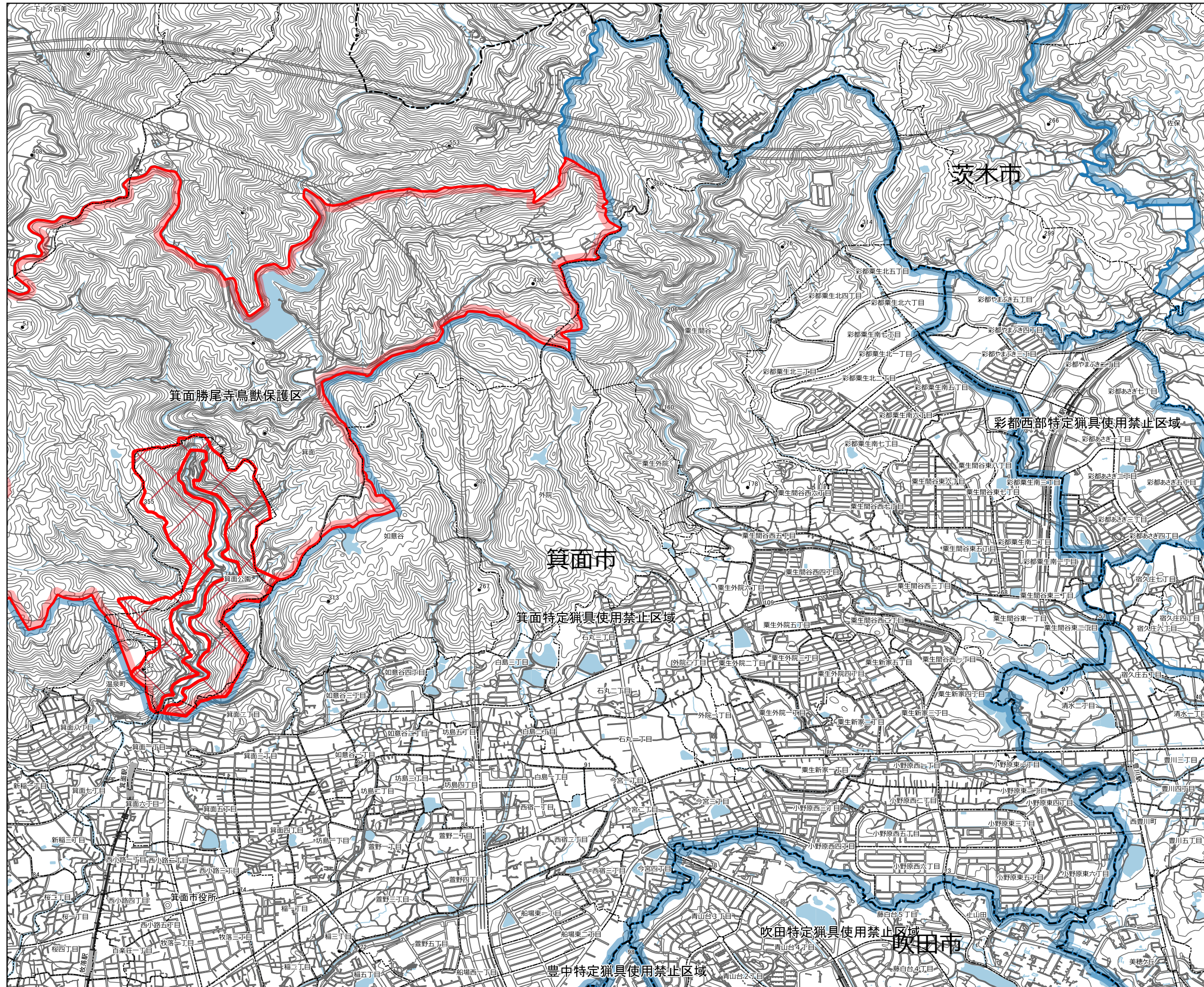


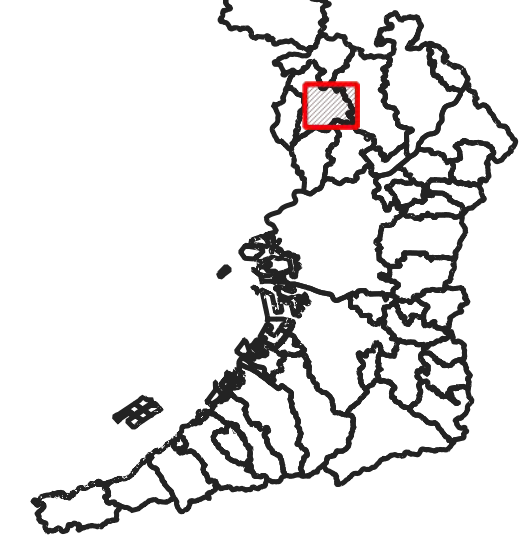
16 箕面特定猟具使用禁止区域(2)

1:15000

0 250 500 750 1000 m



【全体図】



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

箕面市と池田市との境界線と国有林と箕面市有林との境界線上の尾根道の交点を起点とし、同尾根道(国有林と箕面市有林との境界線)を東進し、府営箕面公園と箕面観光ホテルの境界を経て、箕面川の一の橋に至り、同所から府営箕面公園と私有地との境界を東進してオケ原林道との交点に至り、同林道を約1,850メートル北東進し、同所から小道を北進後、府道豊中亀岡線との交点に至り、同府道を東北進し旧茶園坂林道との交点に至り、同旧林道を東進しシラミ地蔵に至り、同所から小道を北進し府道豊中亀岡線に至り、同府道を200メートル東進し勝尾寺林道との交点に至り、同林道を300メートル東北進し勝尾寺園地広場入口に至り、同所から小道を北西進し東海自然歩道との交点に至り、同所から東海自然歩道を北進し豊能郡豊能町との境界に至り、同境界を東進し豊能郡豊能町、茨木市、吹田市、豊中市、池田市との境界を進み、起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。